

議案第12号

木祖村消防団条例の一部を改正する条例について

木祖村消防団条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

木祖村消防団条例の一部を改正する条例案

木祖村消防団条例（昭和26年木祖村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項」を「消防組織法第19条第2項」に、「180人」を「160人」に改める。

第13条中「条例」の次に「（令和5年木祖村条例第9号）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号 木祖村消防団条例の一部を改正する条例案 説明資料

1. 改正理由

現在、木祖村消防団の団員数の定数は180名となっているが、少子高齢化等で消防団員の人数は減少しているため、団員数の定数の改正を行う。また、一部法制執行上の誤りの改正を行う。

2. 改正内容

(1) 木祖村消防団の団員数の定数について

現在の団員数は137名、うち機能別消防団員は39名となっている。

180名の人数まで消防団員が増える見込みがないため、団員数の定数を160名と改正したい。

(2) 団員人数の状況について

年度	入団数	退団数	基本団員	機能別消防団員	合計人数	増減
3年度	9名(3名)	11名(4名)	127名	38名	165名	
4年度	8名(4名)	11名(4名)	121名	39名	160名	△5名
5年度	5名(3名)	12名(3名)	114名	39名	153名	△7名
6年度	4名(4名)	10名(1名)	103名	42名	145名	△8名
7年度	7名(5名)	11名(6名)	98名	39名	137名	△8名
8年度	4名(2名)	9名(3名)	94名	38名	132名	△5名
9年度	4名(2名)	7名(1名)	90名	39名	129名	△3名
10年度	4名(2名)	8名(2名)	88名	38名	126名	△3名

※令和8年度以降は推定。()は機能別消防団員数

(3) 消防団員退職報償金について

消防団員等公務災害補償等共済基金に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令により各市町村の消防団条例に定める定員は支払いすることになっている。下記の改正で費用負担が軽減する。

・改正前

消防団員退職報償金負担金 $19,200円 \times 130名 = 2,496,000円$
(機能別消防団員除く)

・改正後

消防団員退職報償金負担金 $19,200円 \times 110名 = 2,112,000円$
(機能別消防団員除く)
 $\Delta 384,000円$

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。